

01029

47 昭和39年3月30日 月曜日 島取県公報(号外) 第18号 (第3種郵便)

第二十一号様式中

月	日	金庫(局)
納入月日 及 納入場所		

月	日	金庫(局)
年	月	店(局)
銀行		
納入年月日 及 納入場所		

月	日	金庫(局)
年	月	店(局)
銀行		
納入年月日 及 納入場所		

月	日	金庫(局)
年	月	店(局)
銀行		
納付月日 及 付場所		

月	日	金庫(局)
年	月	店(局)
銀行		
納付年月日 及 付場所		

月	日	金庫(局)
年	月	店(局)
銀行		
納付年月日 及 付場所		

月	日	金庫(局)
年	月	店(局)
銀行		
納付年月日 及 付場所		

月	日	金庫(局)
年	月	店(局)
銀行		
納付年月日 及 付場所		

「県金庫」を「県指定金融機関、県指定代理金融機関又は県収納代理金融機関」と改める。
 第四回様式中「納額告知書」及「納入通知書」は、「鳥取県金庫又はよりの鳥取県 支金庫」や「県指定金融機関、県指定代理金融機関又は県収納代理金融機関」と、「鳥取県金庫」や「銀行 店面」は、「県金庫」を「県指定金融機関等」と改める。

第十三回様式中「鳥取県本(支)金庫」や「銀行 店又は近くの 銀行 店」を改める。
 第十四回様式及び第十五回様式中「鳥取県金庫、鳥取県 支金庫又は郵便局」や「銀行 店面」は、「銀行 店又は近くの 銀行 店」に改める。

01028

昭和39年3月30日 月曜日 島取県公報(号外) 第18号 (第3種郵便) 46

領 庫 又 は 郵 便 局 印	付 印
指 定 金 庫 又 は 郵 便 局 印	付 印
指 定 金 庫 又 は 郵 便 局 印	付 印
指 定 金 庫 又 は 郵 便 局 印	付 印

支 金 庫 郵 便 局	受 便 付 局
鳥取県	領 庫 又 は 郵 便 局
日 計 千百十万千百十円	付 印
口	

支 金 庫 郵 便 局	受 付 (領 收) 付 印
銀行 店又は近くの 店若しくは郵便局	銀 行
日 計 千百十万千百十円	
口	

に改め、これらの様式の備考中

便 局 領 收 付 印	指 定 金 庫 又 は 郵 便 局 印
指 定 金 庫 又 は 郵 便 局 印	付 印
指 定 金 庫 又 は 郵 便 局 印	付 印
指 定 金 庫 又 は 郵 便 局 印	付 印

領 庫 又 は 郵 便 局 印	備 考
指 定 金 庫 又 は 郵 便 局 印	備 考
指 定 金 庫 又 は 郵 便 局 印	備 考
指 定 金 庫 又 は 郵 便 局 印	備 考

便 局 領 收 付 印	指 定 金 庫 又 は 郵 便 局 印
指 定 金 庫 又 は 郵 便 局 印	付 印
指 定 金 庫 又 は 郵 便 局 印	付 印
指 定 金 庫 又 は 郵 便 局 印	付 印

01031

49 昭和39年3月30日(月曜日)鳥取県公報(号外)第18号(第3種郵便物認可)

第三十二号の三様式中

納付場所	金庫(局)
を	
納付場所	銀行店(局)
納付年月日及び納付場所	昭和年月日 銀行店(局)

第三十二号の二様式中

に改める。

題名中「使用料及び」を削る。
第一条を次のように改める。

(手数料の徴収)

(鳥取県工業試験場使用料及び手数料条例の一部改正)
第八条 鳥取県工業試験場使用料及び手数料条例(昭和三十年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第一条 鳥取県工業試験場において分析、試験、研究、検定、鑑定、調整加工又は各種証明書の交付を行なうときは、手数料を徴収する。

第二条(見出しを含む。)中「使用料及び」を削り、同条中「使用料又は」を削る。

第四条を削り、第五条を第四条とする。

別表中(機械設備使用料)の項及び「(手数料)」を削る。

(鳥取県物産館使用料及び販売手数料条例の一部改正)
第九条 鳥取県物産館使用料及び販売手数料条例(昭和

01030

昭和39年3月30日(月曜日)鳥取県公報(号外)第18号(第3種郵便物認可) 48

第二十四号様式中

第二十五号様式中

納付場所	金庫
を	
納付場所	銀行店(局)
納付年月日及び納付場所	昭和年月日 銀行店(局)

に改める。

第二十五号の二様式中

納付月日及び場所	昭和年月日 金庫(局)
を	
納付年月日及び納付場所	昭和年月日 銀行店(局)
納付年月日及び納付場所	昭和年月日 銀行店(局)

に改める。

に改める。

三十三年四月鳥取県条例第九号の一部を次のように改正する。

・題名を次のように改める。

鳥取県物産館委託販売手数料条例

第一条を次のように改める。

(手数料の徴収)

第一条 鳥取県物産館において物産を委託販売するとときは、手数料として売上金額の一割五分の額の範囲内で物産の種類に応じ、規則で定める額を徴収する。

第二条及び第三条を削り、第四条(見出しを含む。)中「使用料及び」を削り、同条を第二条とし、第五条を第三条とする。

(鳥取県立農産加工所使用料及び手数料条例の一部改正)

第十一条 鳥取県立農産加工所使用料及び手数料条例(昭和三十三年四月鳥取県条例第十号)の一部を次のように改める。

同条(鳥取県立農産加工所使用料及び手数料条例(昭和三十三年四月鳥取県条例第十号))の一部を次のように改める。

題名を次のように改める。

鳥取県農産加工所手数料条例

第一条中「鳥取県立農産加工所」を「鳥取県農産加工所」に、「鑑定又は加工設備の使用」を「又は鑑定」に改め、「使用料又は」を削る。

第二条を次のように改める。

(手数料の額)

第二条 前条の規定により納付すべき手数料の額は、次のとおりとする。

区 分	金額
定性試験	「成分につき」一〇〇円とし、一成分を増すごとに五〇円を加える。
特殊定性試験	「成分につき」二〇〇円とし、一成分を増すごとに一〇〇円を加える。
定量試験	「成分につき」二〇〇円とし、一成分を増すごとに〇〇円を加える。

第四条の見出し中「使用料及び」を削り、同条中「使用料又は」を削る。

第五条の見出し中「使用料及び」を削り、同条中「使用料又は」を削る。

(鳥取県営住宅管理条例の一部改正)

第十二条 鳥取県営住宅管理条例(昭和三十四年十二月三十日鳥取県知事石破一朗)の一部を次のように改める。

鳥取県営企業の契約の方法の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

鳥取県条例第四十九号の一部を次のように改める。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第一項及び公営住宅法(昭和二十六年法律第八九十三号。以下「法」という。)の規定に基づき、県営住宅及び共同施設の設置並びにそれらの管理に関する事項について定めることを目的とする。

第二条の次に次の二条を加える。

(設置)

第二条の二 県営住宅(共同施設を含む。)を別表のとおり設置する。

別表中「鳥取県営住宅の家賃額表」を「鳥取県営住宅の建設年度、団地名、所在地、構造別及び家賃額表」に改める。

第二条及び第三条を次のように改める。

(指名競争入札)

第二条 契約は、次の各号に掲げる場合に限り、指名競争入札の方法により締結することができる。

一 その性質又は目的が一般競争入札に適しない契約

附 則

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

鳥取県営企業の契約の方法の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石破一朗

鳥取県条例第三十五号

鳥取県営企業の契約の方法の特例に関する条例

第一条の一部を改正する条例

鳥取県営企業の契約の方法の特例に関する条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十二号)の一部を次のように改める。

第二条及び第三条を次のように改める。

第二条 契約は、次の各号に掲げる場合に限り、指名競争入札の方法により締結することができる。

一 その性質又は目的が一般競争入札に適しない契約

をするとき。

二、その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少數である契約をするとき。

三、一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

（随意契約）

第三条 契約は、次の各号に掲げる場合に限り、随意契約の方法により締結することができる。

一、その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき。

二、緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

三、競争入札に付することができるとき。

四、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

五、競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。

六、落札者が契約を締結しないとき。

第四条の次に次の一条を加える。

（準用） 第四条の規定は、地方公営企業法第二条第三

項の規定により同法の財務規定等の一部が適用される事業について準用する。

附 則

（施行期日） 1 この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

（鳥取県営企業の業務状況の作成及び公表に関する条例の一部改正）

1 鳥取県営企業の業務状況の作成及び公表に関する条例（昭和三十二年七月鳥取県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

2 鳥取県営企業の業務状況の作成及び公表に関する条例（昭和三十二年七月鳥取県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

（第五条） 第四条の次に次の一条を加える。

（準用） 第五条 この条例の規定は、地方公営企業法第二条第三項の規定により同法の財務規定等の一部が適用される

事業について準用する。

事業について準用する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十七号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を

改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「三、四四六人」を「三、四七五人」の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「三、〇七〇人」を「三、〇八五人」に改め、同条同項同号中「三、七六人」を「三九〇人」に改め、同条同項第四号中「八人」を「二人」に改める。

（施行期日）

1 この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

六、落札者が契約を締結しないとき。

第四条の次に次の一条を加える。

（準用） 第四条の規定は、地方公営企業法第二条第三

項の規定により同法の財務規定等の一部が適用される

事業について準用する。

（附 則）

（施行期日） 1 この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

（鳥取県営企業の業務状況の作成及び公表に関する条例の一部改正）

1 鳥取県営企業の業務状況の作成及び公表に関する条例（昭和三十二年七月鳥取県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

2 鳥取県営企業の業務状況の作成及び公表に関する条例（昭和三十二年七月鳥取県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

（第五条） 第四条の次に次の一条を加える。

（準用） 第五条 この条例の規定は、地方公営企業法第二条第三項の規定により同法の財務規定等の一部が適用される

事業について準用する。

（第六条） この条例の規定は、地方公営企業法第二条第三

項の規定により同法の財務規定等の一部が適用される

事業について準用する。

（第七条） この条例の規定は、地方公営企業法第二条第三

項の規定により同法の財務規定等の一部が適用される

事業について準用する。

（第八条） この条例の規定は、地方公営企業法第二条第三

項の規定により同法の財務規定等の一部が適用される

事業について準用する。

（第九条） この条例の規定は、地方公営企業法第二条第三

項の規定により同法の財務規定等の一部が適用される

事業について準用する。

（第十条） この条例の規定は、地方公営企業法第二条第三

項の規定により同法の財務規定等の一部が適用される

事業について準用する。

（第十一条） この条例の規定は、地方公営企業法第二条第三

項の規定により同法の財務規定等の一部が適用される

事業について準用する。

55、昭和39年3月30日 月曜日 鳥取県公報(号外) 第18号 第3種郵便
物 諸 司

01037

(第3種郵便)
物 諸 司

01036

(第3種郵便)
物 諸 司

昭和39年3月30日 月曜日 鳥取県公報(号外) 第18号

鳥取県条例第三十八号

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する
条例

鳥取県警察職員定員条例(昭和三十二年三月鳥取県条例第十四号)の一部を次のよう改正する。

第二条第一項第一号中「七」五人を「七三六人」に、「三五人」を「二六人」に、「四六人」を「四八人」に、「二一七人」を「二二四人」に、「四二七人」を「四三八人」に改め、同項第三号中「一九四人」を「二九七人」に改める。

附 則

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県条例第三十九号

昭和三十九年三月三十日

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県条例第四十号

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料、手数料条例

鳥取県条例第四十号

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料、手数料条例を廃止する。

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料、手数料条例(昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表医療の部三の項を次のように改める。

三 レントゲン診断料

エツクス線間接写真診断(三五ミリメートル)

三〇円 一枚につき

エツクス線間接写真診断(七〇ミリメートル)

一一〇円 一枚につき

附 則

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

鳥取県営牧場使用料条例等を廃止する条例をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石破二朗